

JETRO

特許庁委託事業

韓国ライセンス マニュアル

2011年3月



第2章 著作権ライセンス

1. 概要

1-1. 著作権ライセンスの概念

著作権は独創的な著作物の創作によって発生する権利を言い、狭義では著作物を独占／排他的に利用することができる著作財産権を言い、広義ではこれに著作人格権が含まれる。著作人格権とは著作者が著作物に対してその著作者としての資格を基に有する人格的利益の保護を目的とする権利を言い、著作財産権とは著作者が著作物を独占排他的に利用することにより得ることができる経済的利益の保護を目的とする権利を言う。韓国著作権法は複製権、公演権、空中送信権（例：著作物の放送）、展示権、配布権、貸与権、2次的著作物作成権（例：小説の映画化）を著作財産権として規定している。

著作権ライセンスはこのような著作財産権に関して利用許諾者である著作権者（ライセンサー）が利用権者（ライセンシー）に対して複製、公演、空中送信、展示、配布、貸与、2次的著作物の作成などの方法で著作物を利用できる権利を許諾することをいう。

1-2. 著作権ライセンスの特徴

著作権のライセンスは産業活動に直接影響を及ぼすのではないので他の知的財産権に比べてその重要性を認められていなかったが、最近、コンピュータープログラムが著作権の領域に含まれ保護されることで徐々にその重要度が浮上し経済的価値も増大する傾向にある。著作権の中でライセンスの対象は著作財産権に限定される³⁰。

コンピュータープログラムのライセンスはその対象が非公開の複雑なプログラムである場合と、公開された簡単なプログラムである場合とによってその対応を異にする。非公開の複雑なプログラムの場合には使用者（即ち、最終購買者）との個別的实施許諾の形態でライセンスが成立し、秘密保持が要求される。この場合、使用者の立場においては、大部分そのプログラムに対して普及者の持続的な専門的サポートを必要とするので誠実に契約事項を順守する。公開された簡単なプログラムは通常ラベルライ

³⁰ 著作財産権は著作者の死後50年間存続するため（韓国著作権法第39条）、経済的な利益の観点では著作権を譲り渡し（販売）するよりは、ライセンスの方法で活用するほうが有利である。実際においても著作権に対しては譲渡契約よりはライセンス契約を締結する場合がずっと多い。

センス (label license)³¹の形態で実施許諾されて、使用者はこのようなライセンス条件を読み込んだ後で承諾する場合、購入するようになる。

このようにライセンスの形態を取れば、単純な販売の形態を取る場合にプログラムの不法複製に対して著作権法上の保護のみを受けるようになるのに比べて、ライセンス契約の内容による訴訟提起権を確保することができるという長所がある。

1-3. 著作権ライセンスの種類

著作権ライセンスの種類は著作物の種類及び関連事業の数だけ多様と言える。韓国著作権法は小説などの語文著作物、音楽著作物、演劇などの演劇著作物、会話などの美術著作物、建築物などの建築著作物、写真著作物、映像著作物、地図などの図形著作物、コンピュータープログラム著作物などの9種を著作物として例示しているものの、これはあくまでも例示であって‘人間の思想または感情を表現した創作物’（韓国著作権法第2条第1号）なら何でも著作物に該当すると言えよう。インターネットなどの通信媒体の発達と共に新しい形態の著作物が持続的に登場しており、伝統的な著作物も時代の変化とともにその形態を変化させている。

更に、著作物ごとにその事業形態も非常に多様であり、ソフトウェア・マルチメディア時代を迎えて著作権事業の範囲も広くなり、情報産業、エンターテインメント、映画、映像産業、音楽産業、アニメーション、テレビゲーム、CD-ROM出版、ミュージカル上映、放送プログラム、出版・教育事業、個人コンピューター・ソフトウェアなど制限なく広がっている。現在通用している著作権ライセンスの種類を大略的に列挙して見れば次のようである。

[表5-1] 著作権ライセンス契約の種類の例示

●レコード製作契約	●コンテンツ利用許諾契約	●アニメーション許諾契約
●キャラクター商品化契約	●ビデオ化権許諾契約	●出版契約
●翻訳出版契約	●プロデューサー契約	●映像化ライセンス契約
●広告使用契約	●コンテンツサービス提供契約	●映画の配布・上映許諾契約
●サブパブリッシング (Sub-Publishing)契約	●ソフトウェアライセンス契約	●公演出演契約

³¹ “label license”とは、製品の購買者が容易にライセンス条件を確認できるよう製品のラベルなどにライセンス条件を明示する形態で製品購買者に許与されるライセンスをいう。

2. 著作権ライセンスに係わる韓国著作権法の規定

2-1. 概要

著作権者は、他人にその著作物の利用を許諾することができる（韓国著作権法第46条第1項）。許諾とは他人の著作物利用を正当化する著作権者の意思表示を言い、被許諾者に与えられた利用権の性質は債権である。従って、著作権者が第三者に譲渡された場合、利用権者は譲受人に自己の利用権を主張することができない。

2-2. 著作物利用許諾

(1) 意義

著作権者が、他人に著作物の利用許諾を行うことを言い、これには独占的許諾と単純許諾がある。

① 独占的許諾

著作権者が他人に独占的に著作物の利用許諾をすることを言い、たとえそれが独占的な場合だと言っても被許諾者は第三者に対して排他的な権利を主張することができない。従って、第三者が著作権者の侵害行為をしても彼に著作権法による侵害差止請求をすることはできない。ただ、著作権者を代位して第三者に対する侵害差止請求は可能であり、自己の債権が侵害された場合には民法上の不法行為による損害賠償請求は可能である。

② 単純許諾

著作権者が他人に非独占的に著作物の利用許諾をすることを言い、この場合には第三者が著作権者の侵害行為をした場合でも、被許諾者は、いかなる措置も取ることができない。

(2) 著作物利用許諾の効果及び制限

① 正当な利用の可能

著作物利用許諾を受けた者は許諾を受けた利用方法及び条件の範囲内でその著作物を利用することができる。（韓国著作権法第46条第2項）

② 利用権の譲渡

著作物を利用することができる権利は著作権者の同意なしに第三者にこれを譲

渡ることができない（韓国著作権法第46条第3項）。

③未公表著作物の公表同意の推定

著作者が、公表されていない著作物について利用許諾をした場合にはその相手に著作物の公表を同意したものと推定する。（韓国著作権法第11条第2項）

④共同著作物

共同著作物の著作権はその著作権者全員の合意によらなくてはこれを行使用することができず、この場合、各著作権者は信義に反して合意の成立を妨害したり同意を拒否することができない（韓国著作権法第48条第1項）。従って、利用許諾を受けようとする著作権が共同著作物の場合には、その著作権者全員の許可を得なければならないことを留意しなければならない。

⑤名誉毀損的利用の禁止

著作者の名誉を毀損する方法でその著作物を利用する行為は著作人格権の侵害と見なされるので（韓国著作権法第124条第4項）、適法な利用許諾を受けた場合でも著作者の名誉を毀損する方法で利用してはいけない。

（3）著作物利用許諾に対する解釈

許諾による利用権の範囲がどこまで及ぶのかについて契約に明示されない限り、紛争の素地が多く、この場合、著作者保護のために利用許諾範囲が不明瞭な場合は、制限的に解釈されなければならない。従って、紛争の余地をあらかじめ防止するために利用権の範囲、すなわち利用方法、利用地域及び時期などに対しては具体的に契約に明示することが望ましい。

（4）映像著作物に対する特例

①包括的許諾の推定

著作権法は、著作物利用許諾の場合に著作権者が特約なしにその著作物の映像化を許諾した場合には、原著作物の脚色、作成された映像著作物の複製、配布権などを含む包括的権利を許諾したものと推定することで映像著作物の円滑な利用に役立っている（韓国著作権法第99条第1項）。

②独占的許諾

著作権者が特約なしにその著作物の映像化を許諾した場合には、許諾した日から5年間は他人に再映像化を許諾することができないようにすることで、映像製作者

が投資資本を回収するのに役立っている（韓国著作権法第99条第2項）。

2-3. 著作物利用の法定許諾

(1) 意義

著作物利用の法定許諾は一定の場合、著作財産権者の許諾なしに公益的見地から権限のある機関の承認を得て著作財産権者に所定の対価を支給するか、供託して著作物を利用することができる制度を言う（韓国著作権法第50条ないし第52条）。従って、著作物利用の法定許諾は著作財産権者の許諾によるものではない点で著作権ライセンスと区別される。

(2) 法定許諾の事由

①著作財産権者が不明である著作物の利用（韓国著作権法第50条）

相当の努力を傾けても公表された著作物の著作財産権者や、その居所が分からずその著作物の利用許諾を受けることができない場合に、法定許諾を受けることができる。

②公表された著作物の放送（韓国著作権法第51条）

公表された著作物を公益上必要に応じて放送しようとする放送事業者が、その著作財産権者と協議したが協議が成立しない場合、法定許諾を受けることができる。

③販売用レコードの製作（韓国著作権法第52条）

販売用レコードが韓国で初めて販売されてから3年が経過した場合であって、そのレコードに録音された著作物を録音して他の販売用レコードを製作しようとする者が、その著作財産権者と協議したが協議が成立しないときには、法定許諾を受けることができる。これは特定レコードの製作者が作詞、作曲者を専属して長期間録音権を独占することを排除するためのものである。

(3) 著作物利用の法定許諾の効果

①許諾された範囲内における著作物の利用

著作物の利用承認を受けた者は許諾された範囲内において当該著作物を利用することができ、この権利は非排他的で譲渡することができない。

②著作人格権との関係

著作物の法定許諾の場合、著作財産権の排他的効力のみ制限されるのであって著作

人格権まで制限されない。

③著作物法定利用の表示

著作財産権者が不明である著作物を法定利用するときは、その利用権者はその意味と承認年月日を表示しなければならない（韓国著作権法第50条第2項）。

3. 著作権ライセンス契約書作成時の注意事項

3-1. 著作権ライセンス契約における考慮事項

著作権ライセンス契約書も一般的なライセンス契約書に要求される考慮事項を考慮しなければならない。また、商標権ライセンス契約で考慮すべきとされる品質管理条項が、著作権ライセンス契約書にも含まれなければならないかについても特に留意しなければならない。著作権ライセンス契約において考慮しなければならない事項を列挙すれば次のようである。

[表5-2] 著作権ライセンス契約書の考慮事項

-
- 契約当事者の確定（名称、住所、当事者の拡張など）
 - 契約対象著作物及び許可ライセンスの定義
 - 利用許諾の形態（専用使用権なのか通常使用権なのか）
 - 契約地域
 - 契約期間
 - 解約権
 - 再許諾権
 - 契約更新に関する事項
 - 補償金（着手金の有無、ロイヤルティ基準、ロイヤルティ率、ロイヤルティ支払い時期、販売及び販売時期の定義など）
 - 最低ロイヤルティ
 - 品質管理
 - 決済貨幣
 - 監査
 - 秘密保証
 - 製造物責任
 - 代表及び保証関連事項（所有権及び非侵害関連事項など）
 - 契約期間後の著作物管理（在庫品処理など）
-

3-2. 著作権ライセンス契約書の主要条項

(1) ロイヤルティ条項

着手金の有無、ロイヤルティ基準、ロイヤルティ率、ロイヤルティ支払い時期、販売及び販売時期の定義などは一般的なライセンス契約時に考慮されるものと同じく処理すれば良い。一方、韓国で調査された資料ではないが、商品群別平均ロイヤルティ適用の割合に対するアメリカのEPM CommunicationsのThe Licensing Letterの調査結果を見れば次の通りである。

[表5-3] 商品群別の著作権ライセンスロイヤルティ率の例示 (キャラクター著作物)

商品群	ロイヤルティ率 (%、販売価格基準)
アクセサリ類	5～14
衣類	3.5～12
家庭用品	4～12
電子製品類	3.5～12
食べ物及び飲み物類	2～9
靴類	3～9
家具類	3.5～10
プレゼント用品類及びノベルティ	5～15
健康用品類及び美容用品類	6～9
家庭用品類	3～11
乳児用品類	3～10
音楽及びビデオ製品類	2～10
出版類	3～10
スポーツ用品類	5～14
文具類／紙類	3～12
おもちゃ及びゲーム類	6.5～12
テレビゲーム類及びソフトウェア	3～10

(2) 品質管理条項

商標ライセンス契約と同様に著作権ライセンスの場合にも品質管理条項の必要な場合がある。例えば、ライセンシーが販売した著作物によって、ライセンサーである著作権者の名誉、社会的評価、品位と信用などが毀損される可能性があり、ライセンシーによる著作物の無断改造や変造は著作権者に不意の被害を与える可能性があるため、このような行為を禁止する条項を設けなければならない。また、このような不快な事

態を防止するために、ライセンサーが著作物を販売する前にその試作品をライセンサーに提供して事前承認を受けるようにすることも重要である。

（３）製造物責任条項

ライセンサーは、製造メーカーではないので、韓国の製造物責任法上の製造物責任は負わないが（第6編第1章“11-2. 商標の使用と製造物責任”参照）、契約書においてライセンサーの免責条項を設けることがライセンサーとしては確かな措置である。

また、消費者からの製造物責任訴訟に備えるためにライセンサーの費用で製造物賠償責任保険に加入することを義務化して、ひいては製造物賠償責任訴訟などによってライセンサーが被った損害をライセンサーが賠償するようにする条項を置くこともライセンサーの立場では必ず考慮しなければならない。

（４）担保責任条項

特許権と同様に特約がない限り、利用許諾された著作権が第三者の著作権を侵害しないという暗黙的な保証義務に対してライセンサーには責任がない。ただ、ライセンサーに対して第三者からの権利侵害主張が提起された場合には、ライセンサーは自己の責任と費用負担でその主張に対応してライセンサーには損害を被らせないようにすることが一般的な契約実務である。この際、ライセンサーの立場では、利用許諾された著作物に依拠しない損害に対してはライセンサーに如何なる責任もないという条項を設けなければならない。

（５）侵害排除請求権の条項

一般的に著作権の排他的利用許諾の場合、ライセンサーは自ら侵害排除を請求することはできないとしてもライセンサーと共同で著作権侵害訴訟を提起することができる。しかし両当事者間の意見の相違を無くすために、ライセンサーは契約書上に侵害排除請求に対する権利を明示することが望ましい。

（６）改良物の提供義務条項

ライセンサーが著作物をアップグレードしたときに、ライセンサーにこれを提供することを契約書で定めていない場合には、ライセンサーに改良物提供義務はない。

（７）不爭義務条項

ライセンサーはライセンサーの著作権に対して不爭義務を負担しない。

(8) 著作物利用義務

ライセンサーがライセンサーと著作物の利用許諾契約を締結したとしても著作物を利用する義務（誠実義務）は原則的にない。従って、契約においてライセンサーの出版義務や配布義務を明示的に決めなければならない。ところが、著作権の排他的利用権を設定した場合に利用する義務があるのかは個別的な契約によって差があり得るが、特許の場合のように利用義務があると解釈され、著作権を複製・配布する権利を持った者の場合には著作権法によって独自の出版権を持つ代りに出版義務を負担する（韓国著作権法第58条）。

4. 著作権ライセンスの事例

4-1. キャラクターの導入事例の概要³²

韓国ではキャラクターに対する関心が日ごとに増加しており、キャラクターの導入と活用が普遍化されている。数年前からキャラクターマーケティングは一つの活性化された時代的な流行として定着しつつある。最近になって地域や自治団体の広報のためにキャラクターを導入する事例も増えており、一部ではこれを地域特産物や団体の保証マークとして、または商品化を通じる収益モデルとして活用していたりする。自治団体のみならず、司法部、各行政機関、警察庁などを含めて、そのほか各政府機関と団体もキャラクターを導入して運用している。

〔図5-1〕韓国の機関・団体などのキャラクター導入事例



軍隊と宗教界もキャラクターを積極的に活用している。韓国軍の場合、海兵隊を皮切りに、海軍と空軍、各軍の士官学校などがそれぞれのキャラクターを導入し、対外広報及び内部結束の媒体として使用しており、一部は商品化されて軍隊内の商店で販売されている。一部の外国軍隊の場合は動物を擬人化したマスコットを使用した事例はあるが、韓国のようにキャラクターを積極的に導入して外部の広報にまで使用した事例はあまりない。このような時代的な流行は各種の宗教団体にも影響を及ぼし、関連イメージを形象化して若い世代の嗜好にアピールしている。

³² キャラクターを商品やサービスの標識として使用する場合には商標ということができ、その場合にのみ商標法による保護が可能である。それ以外の場合には著作権法によって保護が可能である。

4-2. 企業のキャラクターライセンス事例

韓国の企業も自社イメージの改善や製品の広報のためにキャラクターを積極的に活用しており、三星生命、現代証券など多様な分野の多くの企業が関連するキャラクターを導入・運用している。メトライブ生命保険会社は世界的によく知られたキャラクターであるスヌーピーを通して企業の官僚的なイメージから脱皮しており、インターネットのショッピングモールである三星モールはクレイメーション映画のキャラクターであるウォレスとグルミットを広告キャラクターとして使用し親近感をもたせている。

行事や団体、企業を広報する目的以外にも、キャラクターを導入して製品やブランドの売上げ向上効果を楽しむ事例も様々に登場している。韓国の製パン会社であるシャニーは1999年末からTVアニメーションに登場するキャラクターをライセンスして製品を販売しており、これを通じて500ウォンの該当製品を一日平均70万～80万個を販売して月平均100億ウォン以上の売上げ実績をあげた事がある。東洋製菓はアメリカのワーナーブラザーズ映画社の漫画映画キャラクターを採用した後、10%以上の販売増加をもたらし、ロッテ製菓もTVアニメーションのキャラクターを製品名にしたキャラクターガムを販売し、20億ウォン余りの月販売を達成した事例がある。このようにキャラクターを使用した製品は一般製品より20%ほど売上げが向上している。

付録 9 : 著作権ライセンス契約書

A（以下、‘甲’とする）とB（以下、‘乙’とする）は甲の所有である〇〇〇〇（以下、著作物と称する）のライセンス契約による製品開発をすることで両社の利益を図る。

記

第 1 条（目的）

本契約は‘甲’が‘乙’に著作権の使用を許諾し、‘乙’が‘甲’に使用料を支給するにおいて必要な諸事項を決めることをその目的とする。

第 2 条（著作物の内容及び使用範囲）

‘甲’が‘乙’に使用を許諾した著作物（以下“本著作物”とする）は次の通りである。

- ① 著作物：
- ② 種類：
- ③ 内容の概要：
- ④ 製品化品目：
- ⑤ 著作者：

第 3 条（著作権使用及び資料提供）

- ① 甲は上記著作物を乙の製品に使用することができる権利を付与する。
- ② 乙は大韓民国内に限って第 2 条の使用範囲内において使用することができる。
- ③ 甲は製品及び広告物製作などに必要な資料を乙に提供し、乙は提供された資料を第 2 条の規定された範囲外には甲の同意なく任意に使用することができない。

第 4 条（契約の範囲）

- ① ‘乙’は本著作物を複製して販売、配布する限度において本著作権を利用する権利を持つ。
- ② 本著作物を原著作物とする二次著作物または本著作物を構成部分とする編集著作物を作成する権利は‘甲’にあり、これに対する別途の約定がない限り‘乙’はこれを利用する権利を持たない。

第 5 条（著作物の内容による責任）

本著作物の内容が第三者の権利を侵害して乙または第三者に対して損害を与えた場合

には、‘甲’がその責任を負う。もし、‘乙’がその第三者から訴訟にあう場合には、これに対して免責させなければならず、‘乙’が第三者から損害賠償責任を負った場合には‘甲’が求償責任を負わなければならない。

第 6 条 (著作人格権の保護)

‘乙’は本著作物の著作財産権を行使するにおいて著作者の実名または異名を表示しなければならず、著作物の内容、形式及び同一性を維持しなければならない。

第 7 条 (著作権使用権の譲渡の禁止)

‘乙’は‘甲’から許諾を受けた著作権の使用権利の一部及び全てについて‘甲’の事前書面による同意なしに第三者に譲渡したり使用権利を再設定することができない。

第 8 条 (著作権の譲渡)

‘甲’は契約期間の間、本件の著作権を放棄したり他に譲渡することができず、法律上その他行政上の必要によって譲渡する場合、‘乙’の権利保護のための諸般の措置を取らなければならない。

第 9 条 (契約期間および効力)

- ① 契約期間は、2000年00月00日から2000年00月00日（1年間）とする。
- ② 契約は契約締結と同時に効力が発生する。

第 10 条 (著作権の使用料の算定および決済)

‘乙’は本著作権使用の対価として次のように前払金と使用料を‘甲’に支給する。

① 前払金

- 1) 金 額：金 ウォン
- 2) 支給期間：本契約締結日から 日以内

② 使用料

- 1) 金額：‘乙’が販売する‘著作物’の売上高の %
- 2) 支給期間：本契約の有効期間中
- 3) 支給方法：毎月末日にその期間中に発生したすべての使用料を支給する。もし上記支給期限に違反するときには年間（ ）%の割合による延滞利子を加算するものとする。
- 4) 上記の1) 項の売上高は総売上高から、包装費、運搬費及び物品税を除いた金額を意味する。

第 11 条 (記録の保管など)

- ① ‘乙’は契約期間及び契約満了後()年の間、本契約による使用料算定に関する会計資料を保管して‘甲’の提出要求がある場合、これを‘甲’に提出する。
- ② ‘甲’は必要に応じて‘甲’の職員または‘甲’が指定した公認会計士を派遣して使用料算定に関する‘乙’の諸書類を調査することができる。

第 12 条 (契約解止、早期終了及び損害賠償)

- ① 契約解止：‘甲’は‘乙’が契約事項を違反するとき、その履行違反があった日から14日間の期間を定めてその履行を催告し、これに対する履行が成立しない場合、この契約を解約することができる。
- ② 早期終了：本契約は次のような状況においては双方あるいは一方の通報により早期に終了することができる。
 - 一方あるいは双方が自らの考えあるいは他意によって破産申請がある場合
 - 乙の明白な間違いで財産に深刻な損害を与えた場合
- ③ 損害賠償：契約が早期に終了した場合に次のように損害を賠償することに合意する。
 - 乙の帰責事由によって契約が早期に終了する場合に、乙は甲に契約金の1.5倍を賠償する。
 - 甲の帰責事由によって契約が早期に終了する場合に、甲は乙に契約金の1.5倍を賠償する。

第 13 条 (適用法と裁判管轄)

- ① 契約の準拠法は大韓民国の法律とする。
- ② 契約の解釈、履行その他本契約に係わるすべての紛争は当事者相互間で友好的に解決するようにし。友好的に解決することができない紛争に関しては、甲(または乙)の所在地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることに合意する。
- ③ 本契約書に明示されない事項は関係法令及び一般の商慣例によって相互協議し決定する。

第 14 条 (一般規定)

- ① 本契約及び本契約上のすべての条項及び条件は両当事者及び各自の承継人及び譲受人を拘束し、それらの利益のために効力がある。
- ② 前項の規定にもかかわらず‘乙’は‘甲’の事前の書面同意なしに本契約による自らの権利または義務を直接または間接的に第三者に譲渡することができない。
- ③ 本契約は両当事者間にて適法に締結された文書によってのみ修正したり変更することができる。
- ④ 本契約のいずれか一方の当事者が本契約のいずれかの規定違反または不履行に対し

て権利を行使しない場合、同規定に対して将来にも権利行使をしないという意思表示と解釈されず、本契約の他の規定違反に対する権利を放棄するものとして解釈されない。

⑤ もし、本契約に含まれる一つまたはそれ以上の条項が、いかなる状況下においてその適用がどのような側面で無効且つ不法で、強制不能であると判定された場合でも、同条項または複数の条項は、同条項または複数の条項の残り部分または本契約の残り部分を無効化することなく、そのような無効性、不法性、強制不能性の範囲においてのみ効力がなく、本契約は初めからそのような無効且つ不法で、強制不能な条項または複数の条項が含まれていなかったものと解釈されなければならない。

⑥ 本契約の当事者は〔本契約の締結事実〕、契約の内容その他本契約に係わるいかなる事項も第三者に漏らさず、本契約の締結過程などから知ることになった相手方の機密事項を第三者に漏らさない。ただし、法律、裁判所の決定などによってその公開が強制される場合にはその限りでない。本項の秘密保持義務は本契約終了後にも有効なものとする。

上記契約を証明するために本契約書を2通作成し署名または捺印後、当事者が各々1通ずつ保管する。

(甲) 商号
住所
代表取締役

(乙) 商号
住所
代表取締役

[特許庁委託]
韓国ライセンスマニュアル

[著者]
韓洋国際特許法人（代表弁理士 金 延洙）
執筆構成委員会
（前頁参照）

[発行]
日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。